

## 新規店舗等開業支援金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大が強まる状況下において、令和3年1月から令和3年6月までの期間において、新規に市内に来客を伴う店舗等を開業した事業者に対し、支援金を交付します。なお、国、県、市から補助を受けていても要件に該当すれば対象となります。

### 1 対象となる事業者

市内に事業所を有する中小企業者等または個人事業主のうち、次のいずれにも該当する事業者。

- ① 令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間に事業を開始していること。
- ② 来客を伴う店舗等であること。
- ③ 営む事業が風俗営業等に該当しないこと。
- ④ 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。
- ⑤ 令和2年度課税分までの市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

### 2 支給額

1事業者あたり **20万円**

### 3 受付期間

令和3年5月17日 から 令和3年8月2日 まで

### 4 申請手続き

下記の①～④の必要書類を申請窓口までご提出ください。

- ① **新型コロナウイルス感染症に係る新規店舗等開業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) ※市ホームページよりダウンロードください。**
- ② 営業実態が確認できる書類(以下(1)～(3)をすべて提出)
  - (1) 営業許可書又は開業届等
  - (2) 開業(開店)日がわかる書類
  - (3) 店舗等の外観(店舗名が確認できるもの)及び内観写真
- ③ 本人確認書類(運転免許証の写し等)
- ④ 振込口座と口座名義が確認できる通帳等の写し



### 5 申請方法

#### 【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。

その際、封書に「**新規店舗等開業支援金申請書類在中**」と記入ください。

#### 【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。

### 6 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

電話 022-358-0524 FAX 022-358-2359

メール :sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp